

名古屋市教育委員会定例会

令和 2 年 5 月 28 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

議 事

日程 1 請願第 3 号、第 4 号 請願審査について

日程 2 第 2 号議案 名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について

日程 3 承認第 2 号 令和 2 年度一般会計補正予算に関する専決処分について

日程 4 承認第 3 号 教育委員会規則の改正に関する専決処分について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

西 淵 茂 男 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 5 名 ※傍聴者 9 名

(鈴木教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程第 1「請願審査について」を議題といたします。

本日は請願が 2 件ございますが、1 件ずつ、審議をさせていただきます。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上 5 分以内で陳述を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

それでは、請願第 3 号の陳述人の方、前の方へお願いいたします。

(鈴木教育長)

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(鈴木教育長)

以上で、口頭陳述を終了します。

(鈴木教育長)

それでは審議に入ります。

まずは事務局からの説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第1「請願審査」について、請願第3号よりご説明させていただきます。

請願者は『子どもたちに「戦争を肯定する教科書」を渡さない市民の会』という団体でございます。令和2年4月16日付けで提出された請願書でございまして、令和3年度の中学校使用教科用図書の採択事務に関する請願になります。請願内容は次の5点でございます。それぞれ項目ごとにご説明させていただきます。

一つ目は、「中学校教員全員に、教科書用展示会場で見本本を十分に調査研究できる時間を保障すること」を求めるものでございます。

今年度の中学校教科用図書の採択においては、教務主任、各教科担当を中心にできる限り多くの教員で、綿密な調査研究ができる十分な時間をかけて調査研究を行っていただくよう、各学校にお願いしているところでございます。

二つ目は、「教科書採択会議の傍聴者席は、昨年度、令和元年度の席数（50席）を維持すること」を求めるものでございます。

教育委員会会議について多数の傍聴が見込まれる場合は、事務局説明員の精選や、会議運営に支障のない範囲において、できるだけ広い会議室を確保するなどの工夫をしておりますが、必ず全員が傍聴できるよう保障することは、昨今の状況を踏まえましても、難しいと考えております。

三つ目は、「傍聴者へ採択資料、最低限でも中学校からの調査研究報告書の内容を集計した表と調査専門委員会報告書を配付すること」を求めるものでございます。

教育委員会でご審議いただく資料及び議事内容の確定に時間を要することなどにより、傍聴者用のものを用意することは事務手続き上、大変困難な状況でございます。

また、採択に関わる資料につきましては、県より採択終了となる8月31日までは非公開

とするよう言われておりますので、9月1日以降に市民情報センターへ配架する予定でございます。

四つ目は、「教科書展示会で投函された市民の意見・感想を、採択に当たって尊重するとともに、他の採択資料同様に、西庁舎情報センターで、氏名を除いて、常時公開すること。そのために、意見・感想用紙に、次のような但し書きを書き入れるよう、愛知県教育委員会に働きかけること。『この意見・感想は、愛知県教育委員会が取得した行政文書となり、開示（公開）請求がある場合に、匿名で開示しますがよろしいですか。同意する・同意しないのどちらかに丸をつけてください』」を求めるものでございます。

教科書採択において「市民の声」は一つの要素となっております。今年度におきましても、昨年度同様、すべての「市民の声」を採択における資料として、教育委員に提供してまいります。

なお、教科書センターにおける「市民の声」は、愛知県教育委員会の管轄するところであり情報公開を前提としていないということでございます。

資料として使用することは問題ありませんが、採択が終わったら廃棄するように言われていますので、名古屋市教育委員会として公開することはできないと考えております。

五つ目は、「調査専門委員は設置基準に則り、中学校勤務の教員から選任すること」を求めるものでございます。

調査専門委員は、「名古屋市小・中学校教科用図書調査専門委員会設置基準」に則り、小・中学校の校長及び教諭若干名を教育委員会が委嘱しております。今年度についてもこれまで同様、設置基準にのっとって委嘱をしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（鈴木教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（西淵委員）

中身について色々と請願をしていただきまして、それなりに対応をこれまでもしてきたということで請願者からもお話がありました。色々なことをやってきたのだなというふうに思っております。ただ今年度はですね、調査研究をする中学校の先生方の安全というものを確保しなくてはならない。新型コロナウイルスでやっぱり、多くの人が同じ本を回し見るといいますか、冊数が限られているわけですから、その辺の配慮をしながら、是非職員の健康を守って調査研究ができるようにということを是非行っていただきたいと思いますのでお願いします。

（鈴木教育長）

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようです。

では、本請願の取扱いについてであります。1 項目目、2 項目目、3 項目目、4 項目目の内「市民の意見・感想を、採択に当たって尊重すること」及び 5 項目目については、令和 3 年度の中学校使用教科用図書の採択に向けて、適切な手続きと円滑な会議運営を事務局へ求め、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

また、4 項目目における「市民の意見・感想を公開すること」については、「市民の意見・感想」が愛知県教育委員会の所管する文書であり、名古屋市教育委員会の所管するものではないことから、「不採択」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

続きまして、請願第 4 号の審議に入ります。

まずは事務局からの説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

請願第 4 号でございます。請願第 4 号は、「来る 7 月の教科書採択に際して、育鵬社の「歴史」教科書の採択を求めるもの」でございます。

令和 3 年度使用中学校教科書歴史分野につきましては、教科書目録に掲載されているものの中から、教育委員会での審議を経て採択される予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようです。

では、本請願の取扱いについてであります。教科書の採択につきましては、教科書目録に掲載されているものの中から議論をして決定するものでございますので、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では、次に日程第2第2号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分の方針の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第2議案第2号「名古屋市教育委員会における懲戒処分の方針の一部改正について」をご説明いたします。

改正内容は2点ございます。1点目でございますが、「パワー・ハラスメント」に関する標準量定の明確化でございます。令和2年4月に、国家公務員に係る懲戒処分の方針が一部改正されたことを受けて、本市教育委員会においても、「名古屋市教育委員会における懲戒処分の方針」の改正を行うものです。2点目でございますが、児童生徒等へのわいせつ行為にかかる標準量定の厳罰化でございます。令和2年2月に文部科学省より児童生徒等へのわいせつ行為にかかる標準量定の厳罰化の指摘を受けたことから改正を行うものでございます。

資料を2枚はねていただいて、別添の新旧対照表をご覧ください。左側が改正案、右側が現行でございます。

(15) といたしましてパワー・ハラスメントの標準量定を追加するものでございます。

パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、「停職、減給又は戒告」、パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、「停職又は減給」、パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、「免職、停職又は減給」とすることを新たに定めるものでございます。

新旧対照の裏面をご覧ください。こちらも左が改正案、右が現行でございます。右側の現行6(2)のイをご覧ください。

これまで、児童生徒等に対し、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞきその他のわいせつな行為をした職員への標準量定は、「免職、停職、減給又は戒告」となっておりますが、これを「免職」へと改めるとともに、文言の整理を行います。

今回の取扱方針の一部改正は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に発生した事案に適用いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

質問です。既にお考えがあるかもしれませんが、文言で相手を強度のというところの、「強度」というものの一定の基準を持って強度というのかどうかという質問が1点と、我々企業でもそうですが、一方的に、例えば、この例でいうとパワハラだけではなくて、もともと精神的に疾患や病んでいたところに、例えばそれを言われたことにして責任転嫁をしてしまって、これをパワハラだと。例えばこれ、心労とか病院に行くとか診断書を書いてもらって、3か月とか6か月とか出てくるのですが、その場合に客観性をもって判断するというようなものがあるのかどうか、という二つの質問をさせていただきたいと思います。

(櫻井総務課長)

ご質問ありがとうございます。

「強度」という定議、あるいは2点目の客観性を持って何か判断することができるのか、というようなことですが、なかなかパワー・ハラスメント自体は相手との信頼関係ですとか状況、そういったものもございますので、なかなか客観的な基準というものはあらかじめお示しできるものではないかもしれませんが、こういった量定を定める以上は具体的に判例ではこういうものが該当するですとか、そういったような基準ですとか、事例集みたいなものは、何かお示しできればと考えております。

(鈴木教育長)

もう1点はどうですか。

(小栗委員)

客観的に一方的にという点ですね。

(櫻井総務課長)

もう1点につきましては、基本的にパワー・ハラスメントを、通常ですと、役職から係員にということであろうかと思います。

先ほどの個人の状況も踏まえて、そういった職員の状況も踏まえて、その職員に対してどのような指導すればいいのかというものは、管理職員がやはり配慮する。普段から職員を見てですね、その職員がどういう状況にあるのか、当然その状態から回復させることというのはもちろんでございますが、そのような職員に対してどのような指導をするのかということは管理職員と部下との信頼関係に基づく、個別具体的な判断だと思いますので、例えば、管理職の研修だとか、そういったところで、そういったことを取り上げて、そこを一度ご自分でも考えていただく、或いは先ほど申し上げました、こういう場合でこういう事例は、やはり一線を越えるという判断になるよ、というようなものもお示ししながら、徹底してまいりたいと思います。

(五味澤総務部長)

客観的にもともと精神疾患があった人間が上司からの言葉、それを理由にすり替えてというようなことを取り得る可能性があるのではないかというご指摘、ご質問だったと受け止めました。

実際今、パワー・ハラスメントが起こったときに、それについて相談をする、あるいはそれについて対応する制度がございます。ですので、今、細部のものを決めるという形のものではないのですが、言われたから一方的に診断書が出たからそれをもってパワー・ハラスメントということにはならないような制度の工夫は、あると思います。

(小栗委員)

はい。おっしゃったとおり、よく理解をさせていただいております。

レアなケースになるかもしれないですが、例えば、今の時期、皆さん世の中のニュースとかで精神的にそうでなくても心を痛めているような方がいるときなので、こういう時期は特にそういったことも色々な意味で配慮していかないといけないと思いますので、我々民間なんかもそうですが、そういう点もしっかり見ていただいて、今まで以上に色々なことを配慮しながらやっていただけると良いかなと思いました。ご意見を述べさせていただきました。

(船津委員)

ご説明ありがとうございます。

今回、職員ということだと先生たちのことになるのか、職員なので事務職員含め全職員ということになるのか、対象者がどうなのかということ。その職員の中には、非常勤の方々、例えば、教員であれば講師とか、給食調理員の方々だとか、非常勤の事務職員などすべて

の方が入るということによろしいでしょうか。

(櫻井総務課長)

はい、そのとおりでございます。

(船津委員)

正規の職員は先ほどの話だと、研修だとか、徹底する場があると思うのですが、ハラスメント側になる、又は被害者になる方々もさっき周知徹底ってありましたけれど、6月1日にそれが施行された時に全員に再度の周知と、それと先ほどお話があったみたいな訴えから処理までのルートみたいなものを周知するということもあると思うのですが、再度、名古屋市教育委員会としては、そういう形で徹底していますということを、全職員に周知していただいて、ルールは厳しくなったけれども、現実にはまだあるのではないかとということが、少しでも減るようになるといいかなと思います。

(五味澤総務部長)

先ほどの非常勤の職員にも適用されるのかということですが、改めて確認し会議の中でご報告させてください。

2点目の再度の周知ということですが、なるべくそのようになるようにさせていただきます。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では次に、日程第3承認第2号「令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分につい

て」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(木村企画経理課長)

令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分についてご説明いたします。

予算のうち教育に関する事務に係る部分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見が求められるものでございます。

この際、緊急処理の必要があるかつ委員会を招集する暇がないと認めるときは、教育長等専決規則第1条第3項の規定により専決することが可能であります。専決処分をした場合、次回の委員会にその事由及び処理状況を報告し、承認を求めるものとされております。

資料を1枚おめくりいただき、説明資料をご覧ください。ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策、子ども子育て事業応援金でございます。愛知県緊急事態宣言の発出下におきまして、働く保護者の支援及び子どもの居場所を確保するため、県の預かり保育等の実施要請に応じた私立幼稚園120園を対象として、1園あたり5万円を応援金として交付するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

事前にもちょっとお伺いしまして、国からも50万円が出たり、一法人に対して10万円が出る。それに対して本市は5万円ということですからごく手厚い支援をしていただけることはすごく有り難いと思います。

それで、器具や備品とか色々なことに使われると思うのですが、例えば、全部使いきれない場合に、色々なケースでもあり得ることだと思うのですが、その他のものに仮に使っても実際はわからないとっていてよろしいのでしょうか。

(木村企画経理課長)

私立幼稚園を営む法人に、経済的支援をするのは、いろいろな手法がありまして、一つは補助金という手法がございます。補助であれば、補助対象という何に使うべしということがはっきり決まっております。そこから外れると使えないという手法がございますけれども、今回は応援金ということでございまして、趣旨としましては、県下で緊急事態宣言が発出された状況にあっても私立幼稚園を開くことで働く保護者の支援をしたと。そのことに対して応援をする意図で出すというお金でございます。

そういった趣旨でございますので、使途としては想定では感染症を配慮しながら園を運

営するにあたって消毒液だとか消耗品あるいは機械類などが必要だと思いますので、そういったものに充てていただければよろしいのですが、委員のご質問のように、それとは別の用途に使われたとしても、応援金である以上、特に問題にはならないということでございます。

補助金に対して役所の言葉で節という、経理上の区分がございますけれども、それでも負担金補助及び交付金という区分になってきまして、応援金もその中に入ってくるものでございます。以上です。

(小栗委員)

ありがとうございます。

(船津委員)

自由に使えるというのは良いことだと思います。

現場ではコロナで本当にお困りになっていることで、補填が足りないところにお使いになると思うので、報告をなさいということは、強要できないと思いますが、どこかで何に使われて、実際にどのようなニーズがあったのか、何に使うと現場が潤って、今後の保育とかに活かしていけるのかということがわかれば、次同じようなことが起こったときに、事前にこちらからそれについては対処ができるというように、何に使われたかのアイデアのようなものを集めて、次の何かが起きた時に、こちらで手当てができるものであれば手当てをする、というように活かされればいいかと思います。

だからといって強制になるのはいけないと思うのですが、どのように使われたかというアイデア、面白いものがあればアップしてくるような形で回収して、次に活かせれば応援金のばら撒きだと言われなくていいのではないかと思います。

(木村企画経理課長)

こちらは所管が学事課になりますが、学事課が日常的に私立幼稚園を営んでいる方たちとですね、色んな場面で話をする、もしくは統括するような団体もありますので、そういった方々と日常的に情報交換をするなかで、この5万円の使途、いかに使われたかについては情報収集をして、これも今回で終わるかわかりませんので、委員ご指摘のとおり次に活かせるようにしてまいりたいと思います。

(船津委員)

ありがとうございます。

(鎌田委員)

少し重複するのですが、これを出していただいたわけですが、他の、国とかからも出ているものがあるので、国からいくら、法人にいくら、合計でどれくらいになるのかというようなことがわかるような形で残しておく、第2波、第3波が来た時に、他の人が見てもわかりやすいということになるかと思います。

（木村企画経理課長）

まず今回、5万円ございますけれども、こちらは、教育委員会ですので今日は全部私立幼稚園の話をしておりますけれども、そのほかにも、子ども青少年局関係で、保育所を始めとして、児童福祉施設なども対象となっております。

そのほか、市の方で経済局の所管になりますけれども、ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金というものがございます。同時に5月の議会で認められたものでございます。県が基本的に休止を要請しない施設、閉じてくださいと要請しない施設のうち、不特定多数の市民と日常的に接する事業を継続している施設に対して、こちらは1事業者当たり法人である法人、1法人あたり10万円交付するものがございました。

ですので、私立幼稚園を営んでいる学校法人などもこちらの対策事業継続応援金の方で法人あたり10万円は、名古屋市から交付されることとなります。この部分だけ切り取っても、法人で10万円、あと幼稚園を営んでいれば、営む数に応じて5万円。1園を営んでいる法人であれば15万円、2園を営んでいるところであれば20万円が名古屋市から応援金として支給されるということです。

その他、国の制度でも、50万円の交付がございましたので、これに関しては、公立であれば、名古屋市の方で歳出予算を構えてですね、その裏付けとして国のお金が入ってくるということでございます。

（鎌田委員）

ありがとうございます。趣旨としては、全体像がわかればと思います。今回だと国でいくら、法人でいくら出すので園としては1園あたりどのくらい出します、と書いてあると読んだ人がわかりやすいのかな、親切かなと思います。

（木村企画経理課長）

冒頭ご説明しましたとおり議事としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで教育に関する部分になりますけれども、鎌田委員がおっしゃるように、全体像がわかると議論が活発になるのではないかと思います。これからは添付資料として、他局のものも含めて、関連するものがあれば、お示しをさせていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

(小栗委員)

鎌田さんがおっしゃる通りだと思いました。

これは専決事項なので、良いか悪いかっていう判断だと思いますが、国からの今のお話があった部分というのは、これはもちろん公になっていることですよ。

なので、鎌田さんも僕も同じ思いだと思いますが、今の金額が実際どれくらい出ていて、それが本当に有効なのかどうかというところまで見たいという思いもおありになると思いますので、鎌田さんがおっしゃったようになっていくといいなと思いました。

(船津委員)

私もそう思います。これは専決だったので、この前にご連絡をいただいたじゃないですか。その段階で、えー5万円、みたいなことがあったので問い合わせさせていただいたら、同じご説明をいただきました。

それで言うと、それが出ていけば、何回もご説明される必要もなくなるので、やっぱり早くに公にさせていただいて、私自身も理解できることが大事だなって思いました。今の添付書類でつけていただけるっていうのは、ありがたいと思います。

(木村企画経理課長)

参考資料ということでつけさせていただきます。

(鈴木教育長)

判断の材料になるようなことについて工夫をするようにしたいと思います。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、「令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(小栗委員)

すみません。これって期限というのは書かれるのでしょうか。いつまでというのは。使うのにいつまでにということは。

(木村企画経理課長)

お渡しして以降、趣旨が応援金ということでございますので、特に補助であれば年度末までに使って、これだけ使ったという申告をいただいて、確かに目的が適っているということを確認するのですが、今回は応援金ということでございますので、今お困りのときにオンタイムでお渡しするものの、いつまでにこの5万円を使いなさいという制限はございません。

(小栗委員)

わかりました。

(鈴木教育長)

では次に、日程第4承認第3号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

日程第4承認第3号「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」をご説明いたします。

この議案は、教育長が専決処分した規則改正について、本来教育委員会でご審議いただく事案であることから、その内容についてご報告するとともに、承認のご判断をお願いするものでございます。

本件規則改正は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市立学校の臨時休業により減少した授業日を確保するため、令和2年度における夏季休業日及び冬季休業日の期間を短縮する特例を設けたものでございます。

本件規則改正を専決処分といたしましたのは、今年度の学校の授業計画の策定や児童生徒、保護者への周知等のため、緊急に処理する必要がありましたところ、教育委員会を招集する暇がなかったことから、令和2年5月19日、教育長が専決処分により決定したものでございます。

この規則は、公布日である令和2年5月19日より施行しています。

よろしくお認めいただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

まず日にちのことですが、21 日から 16 日までということで、なぜこの日にちにされたのか。それから冬季については 1 月 4 日が月曜日ということがあるのですが、例えば 3 日の日曜日までとかそういったお考えの議論があったのか無かったのか、ご質問させていただきます。

(櫻井総務課長)

ありがとうございます。まず夏季休業でございますが、7 月 21 日から 8 月 16 日まででございます。

こちらの期間につきましては、例年名古屋市で 7 月の中旬以降、8 月の盆あたりにかけて最も酷暑気であるということも配慮いたしまして、夏季休業日の設定をさせていただきました。子どもの体に負担をかけないという趣旨でございます。

冬季休業日につきましては、そういった理由は、特に中での検討はございません。

所定の短縮の期間をどこで取るのが、通常のいわゆる冬休み、正月休みと合わせて適切であるかというようなことで、この期間に設定したものでございます。

(小栗委員)

はい。わかりました。

(鎌田委員)

この結果になった経緯がわかる、説明してある文書が書いてあると、皆さんもわかりやすいかと思います。

(櫻井総務課長)

ありがとうございます。確かに休業日につきましては、各自治体でバラバラということもございますので、本市で、なぜ、こういった設定をしたのかというようなことをその理由を付すということで、またご議論いただけたと思いますので、今後各種議案につきましては、検討に至った経緯ですとか内容につきまして、参考として添付させていただくように検討させていただきます。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、「教育委員会規則の改正に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(櫻井総務課長)

すみません。先ほど第 2 号議案の懲戒処分の取扱方針の適用についてですが、いわゆる非常勤の講師も含めて適用ということでございますのでよろしくお願いいたします。

(船津委員)

ありがとうございます。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。

教育委員会定例会を終了いたします。

午前 10 時 41 分終了